

福島駅前通り景観まちづくり協定

(目的)

第1条 この協定は、第5条に定める区域内において、建築物および敷地（以下「建築物等」という。）の整備に関する事項を協定し、商業環境の改善と景観保全を図ることを目的とする。

2 景観形成を行う全体イメージは、「レトロモダンを基調とした街なみ」とし、レトロモダンとは、古くて懐かしさの中に洗練された意匠が感じられる様を意味する。

3 福島駅前通りを「福島の顔」と位置づけ、かつての市街地には、煉瓦（レンガ）を用いた魅力あふれる建築物が存在しており、その古き良き時代のレトロモダンの香りをレンガ基調のシンボルストリートとして再現し、魅力の創出を図る。

(名称)

第2条 この協定は、「福島駅前通り景観まちづくり協定」（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結及び発効)

第3条 この協定は、第5条に定める協定区域内の方々の合意により締結し、建物所有者の2／3以上の合意により発効する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

(協定の変更又は廃止)

第4条 この協定の内容を変更または廃止しようとするときは、協定者の2／3以上の合意によるものとする。

(協定の区域)

第5条 協定の区域は、別図に示す区域とする。

(建築物等の整備に関する事項)

第6条 全体イメージ「レトロモダンを基調とした街なみ」を遵守することとし、外壁、屋根、外構等については、茶色、クリーム、ベージュ、灰色などの落ち着いた色彩や、レンガ、石、漆喰等の自然素材等を使用したり、ファサード整備においてはレンガ基調のアクセントモチーフ等を用いて「レトロモダン」な雰囲気醸し出すなど、景観に配慮し街なみの調和が図られるよう努める。

また、オーニングテント等の使用や、効果的なショーウインドーを用いて店舗を魅せ、賑わいの演出に努める。

2 看板、広告物は、落ち着いた色調の素材を多用し、また必要最小限の数、大きさとし、街なみと調和するように努める。また看板のシースルーにより建物のラインを見せるなど立体的でモダンなデザインに努める。

なお、道路使用許可を受けていない看板、広告物の歩道上への設置は行わない。

3 店舗やオープンスペース等に休憩施設を設け、住民および観光客のふれあいの場として開放するように努める。

(建築物等の維持管理に関する事項)

第7条 協定者は、協定に沿って整備された建築物等にあつては、第6条で規定する整備内容が保持できるよう維持管理に努めることとし、それ以外の建築物等にあつては、同程度の整備内容を目標とし維持修繕に努める。

(まちづくりに関する事項)

第8条 通りの魅力は「おもてなしの心」にあり、協定者は、通りの美化活動や除雪等、良好な商業環境を持つ商店街をつくり保持するため、お互いに協力しあうものとする。

また、ゴミの集積等は場所、時間など決められた事項を守ると共に、常に清潔感のある雰囲気作りに努めるものとする。

(協定の運営)

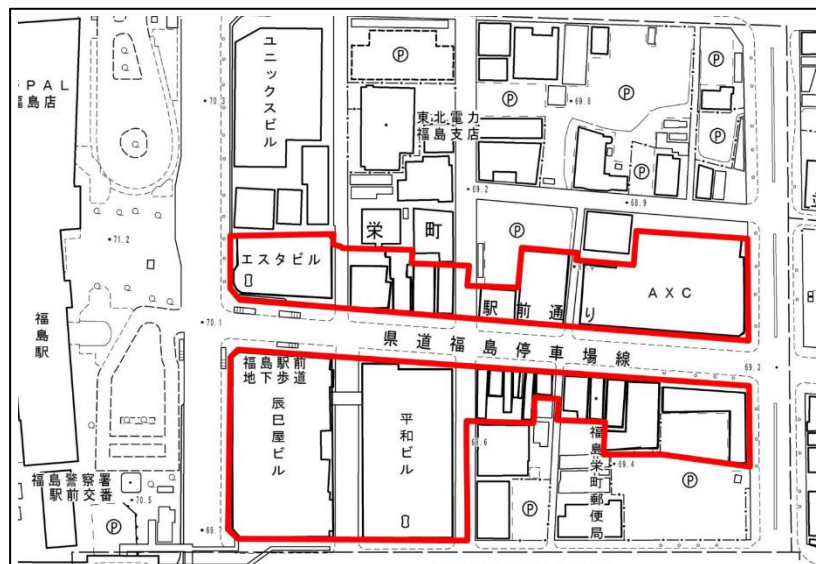
第9条 協定の運営に関する事項の処理については、福島駅前通り商店街振興組合（以下「振興組合」という。）が行い、振興組合理事長を代表者とする。

(協定の期限)

第10条 協定締結日から10年間を協定の期限とする。

〈附 則〉本協定は、平成29年3月27日より施行する。

【別図】 福島駅前通り景観まちづくり協定区域



【用語】

※ファサード：フランス語（façade）に由来しており、店舗の正面の外観をいいます。

道路側から見たときの建物の外観なので、その建物の見せ場となる「顔」とも言える部分で集客に関わる重要な要素になります。

※アクセントモチーフ：物語性を持ちデザインなどで人を惹きつける事象をいいます。

福島駅前通り商店街振興組合

理事長 芦田 一